

「パートナーシップ宣誓制度」の導入について

市民部人権男女共同参画課

1 制度導入の方針

令和5年10月1日から島根県と県内全市町村と共同で制度を開始する。

2 宣誓～受領カード等の交付

宣誓の受付、宣誓書受領カードの発行は島根県が行う。

【窓口】①人権啓発推進センター(松江－県民会館隣県庁東庁舎) ②西部人権啓発推進センター(浜田)

【手続き】2人で宣誓書と確認書を記入し、「住民票の写し」と「婚姻をしていないことを証明する書類」を提出する。運転免許証等により本人確認が行われ、『受領カード』と『宣誓書の写し』が交付される。宣誓者はサービスを利用する際、受領カードを窓口で提示する。

3 パートナーシップ宣誓制度で利用可能となるサービス

	島根県	松江市
県内 共通	①県営住宅の入居申込 ②県立病院での面会、病状説明、手術同意	①市営住宅の入居申込(9月議会条例改正提案予定) ②市立病院での面会、病状説明、手術同意
個別	①民間病院での面会、病状説明、手術同意 ②不動産、金融等の民間事業者によるサービス ③各市町村で利用可能な行政サービスの情報とりまとめ	①②以外のサービスは、各市町村で調整。 関係課との協議の結果、 <u>別紙1</u> のとおり。

4 9月以降の予定

①研修等

月日	研修会	内容
10/6	多様な性と人権を考える講演会 主催: 県・法務局・人権擁護委員連合会 制度導入にかかる記念講演 @ 県民会館	『LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権課題』 対象: 市民、企業向け

②9/1『Only One (人権啓発広報紙、年2回発行)』を「性の多様性」をテーマに発行

③市ホームページに制度内容について掲載

④島根県の業務スケジュール(予定)

9月下旬 サービス一覧等の公表